

第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

1 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
1	親子関係再構築を適切にすすめるため、ライフストーリーワークの実施、ケースマネジメントや親子交流などをサポートする業務を行う親子関係再構築支援チームを令和6年度に配置。親子再統合担当は配置済み。	親子関係再構築支援チーム、親子再統合担当の配置済み

2 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

家庭養育優先原則をと徹底し、こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを定期的かつ組織的に実施する。

(2) 資源の整備・取組方針

- ・児童福祉司が年2回実施する施設入所中及び里親等委託中のこどもの意見聴取に合わせて保護者の現況を把握し、課長代理・指導教育担当児童福祉司とともに援助指針を定期的に見直す。
- ・各こども相談センターに親子関係再構築支援員2名、中央こども相談センターに親子関係再構築専任担当者とスーパーバイザーを配置し、横断的な親子関係再構築支援チームをおく。親子関係再構築支援チームでは、保護状況調査(施設に)によりこども・保護者の現況を把握し、ケースマネジメントをサポートする。

② 親子関係再構築に向けた取組

1 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
 ②親子関係再構築支援の専任職員の配置・専門チームの配置等の支援体制の整備
 ③親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

- ④児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
- ⑤保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
1	・ライフストーリーワーク実施 40人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施50件	・ライフストーリーワーク実施 40人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施50件
2	親子関係再構築支援員の配置(R6現在) ・各こども相談センター：2名ずつ 親子再統合担当の配置 ・各こども相談センター：1名ずつ	親子関係再構築支援員の配置 ・各こども相談センター：2名ずつ 親子再統合担当の配置 ・各こども相談センター：1名ずつ
3	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回(受講者：45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回(受講者：45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)
4	・児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣	・児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣
5	・母親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)事業委託実施中	・母親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)事業委託継続 ・父親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)事業委託実施

2 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

こども相談センターにおいては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、区役所(こども家庭センター)と協働して保護者の養育を支援する。親子分離となったケースについては、保護者との関係などを整理してこども自身が理解できるように支援しながら、家族再統合を進める。家庭復帰を目指す一方でそれが困難な場合であっても、良好な親子関係を維持できるよう一人一人にふさわしい親子交流の在り方を検討する。

(2) 資源の整備・取組方針

- ・各こども相談センターに親子関係再構築支援員2名、中央こども相談センターに親子関係再構築専任担当者とスーパーバイザーを配置し、横断的な親子関係再構築支援チームを整備する。親子関係再構築支援チームでは、措置児童にかかる保護状況調査によるこども・保護者の現状把握、面会交流支援、ライフストーリーブック作成等を担い、児童福祉司とともに親子関係再構築を促進する。
- ・各こども相談センターに配置された親子再統合担当では、児童福祉司と協議して親子カウンセ

リング、保護者支援プログラム等をコーディネートする。

- ・児童福祉司・児童心理司を対象に、保護者・こどもなど当事者が参画して援助方針について話し合うファミリーグループカンファレンスに関する研修を実施し、必要なときに応援会議が開催できる体制を構築する。
- ・区との合同研修として「体罰によらない子育て」に関する研修会を毎年開催し、すべての児童福祉司・児童心理司が子育てについて保護者に具体的に助言できるようにする。研修の内容は毎年見直していく。
- ・児童福祉司・児童心理司がペアレンティングに関する外部研修を受講し、保護者一人一人のニーズに合った支援ができるよう取り組んでいく。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源		定量的な整備目標				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	・ライフストーリーワーク実施 40人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施50件	・ライフストーリーワーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施55件	・ライフストーリーワーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施55件	・ライフストーリーワーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施55件	・ライフストーリーワーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施55件
2	親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回 （受講者：45人） 親への相談支援等に関する新任職員研修 1回（100%）	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回 （受講者：45人） 親への相談支援等に関する新任職員研修 1回（100%）	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回 （受講者：45人） 親への相談支援等に関する新任職員研修 1回（100%）	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回 （受講者：45人） 親への相談支援等に関する新任職員研修 1回（100%）	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数：2回 （受講者：45人） 親への相談支援等に関する新任職員研修 1回（100%）

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

1 現行計画について

(1) 現行計画における目標

特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢がこどもの最善の利益を守るものにするためには、こども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、こどもの福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、こどもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

【目標】

- ・特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100%
- ・令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

(2) 直近の取組結果

(ア) こども相談センターでの取組み

こども相談センターが関与する特別養子縁組成立件数については、目標数値にほぼ近づいている。

・特別養子縁組成立件数

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
目標数値	16	17	18	19	20
実 績	11	15	16	18	20（見込）

- ・従来から、実親の面会が途絶えたり所在不明になったことを児童福祉司が把握した場合には、集中的に調査し特別養子縁組の調整をすすめているが、これと合わせて令和5年度からは乳児院・児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員と連携し、特別養子縁組の検討が必要なこどもを早期に把握するように努めている。
- ・養子縁組里親の登録が増加していることから、乳児についてはタイミングが合えばこども相談センターとフォスティング機関が協議して直接あっせんすることも増えており、特別養子縁組成立までの期間短縮につながっている。
- ・家庭養護促進協会による「あなたの愛の手を」掲載件数及び家庭養護促進協会からこども相談センターへの養親推薦件数は、毎年度おおむね横ばいで推移している。
- ・特別養子適格の確認の審判の申立ては、全件こども相談センター所長名で行っており、養親希望者の負担軽減を図っている。実親が特別養子縁組に不同意であっても、経過を精査し、特別養子縁組をすすめることがこどもの最善の利益にかなうと判断した場合には、特別養子適格の確認の審判の申立てをすすめている。
- ・出自を知る権利を保障するため、こども相談センターを通じて特別養子縁組が成立したこどもの児童記録は永年保存としている。
- ・養子縁組成立後の支援として、養子等からの相談対応件数は少ないものの、こどもの出自に関する情報や養育相談への丁寧な対応を行っている。業務を委託している家庭養護促進協会では、特別養子縁組成立後の親子を対象に交流イベントを実施しているほか、さまざまな相談に対応している。
- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会へ参加することにより、里親支援児童福祉司の資質向上に努めている。

(イ) 民間あっせん機関での取組み

- ・令和4年11月に、新たに民間あっせん機関の許可を行い、市内2か所の民間あっせん機関において養子縁組のあっせんに係る取組を実施しており、民間あっせん機関職員の研修受講を毎年度促すとともに、第三者評価機関による受審（3年に1度受審が必要）を受けるよう

勸奨を行い、受審する場合の財政措置を行っている。

- ・家庭養護促進協会については令和3年度、令和6年度に受審しており、令和4年11月に新たに許可を行った一般社団法人まもりごとについては令和7年度に受審予定(見込)である。

事業名	機関名	R3	R4	R5	R6(見込)	R7(見込)
養子縁組あっせん機関等 職員研修参加促進事業	家庭養護促進協会	○	○	○	○	○
	まもりごと	—	○	○	○	○
第三者評価受審促進事業	家庭養護促進協会	○	—	—	○	—
	まもりごと	—	(許可)	—	—	○

なお、民間あっせん機関（まもりごと）を通じた特別養子縁組の成立件数は次のとおり。

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実 績	—	—	0	0	6（見込）

※家庭養護促進協会を通じた成立件数は（ア）に含まれる。

（3）令和6年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は到達できる見込みである。

目標	達成の見込み	要因分析
特別養子縁組等に関する研修について、里親担当の児童福祉司の受講率 100%	達成見込み	適切な時期に受講勸奨を行ってきた。
民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%	達成見込み	適切な時期に受審勸奨を行ってきた。

2 資源等に関する地域の現状

（1）策定要領に示された資源の必要量等

- ①こども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数
- ②民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ③親との交流が途絶えたケース等の特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制
- ④里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制
- ⑤特別養子縁組等に関する研修を受講した児童福祉司の割合

（2）現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数：20件	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数：22件
2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 令和6年度見込み 6件（令和5年度 0件）	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数： 6件
3	児童福祉司が親の家庭状況を適宜把握しているほか、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員から随時交流が途絶えたケース等について随時連絡が入り、親の同意不同意にかかわらず、こどもの最善の利益の観点から特別養子縁組が適当か検討し、必要な調査を集中的に行い、援助方針会議に諮っている。	整備済み
4	特別養子縁組についての相談は、フォスターリング機関、こども相談センター、業務を委託している家庭養護促進協会を案内している。 市管の乳児院は特別養子縁組の支援経験が豊富であり、またすべての乳児院に里親支援専門相談員が配置され、こども相談センターが特別養子縁組を含めた研修を実施しているので、制度の説明や特別養子縁組等成立後の支援についても対応している。	整備済み
5	100%	100%

3 計画期間における整備・取組方針等

（1） 基本的な考え方

- ・児童相談所であるこども相談センターにおいては、パーマネンシー保障の理念に基づき、こどもの最善の利益の観点から家族再統合が難しいこどもについては特別養子縁組を積極的にすすめる。成立後についても、こども相談センター、里親支援センター、出身児童福祉施設及び家庭養護促進協会が協力して支援にあたる。
- ・民間あっせん機関については、引き続き民間あっせん機関職員の研修受講を毎年度促すことにより、養子縁組あっせん業務従事者の資質向上を図る。また、第三者評価機関による評価を受けるよう受審勧奨を行い、事業運営の質の向上を図る。

（2） 資源の整備・取組方針

- ・ケースマネジメントの徹底及び乳児院・児童養護施設との連携により、特別養子縁組の検討が必要なこどもの把握に努め、将来にわたって家庭復帰がむずかしいこどもについては、こども相談センター所長が特別養子適格の確認の審判の申立てを行う。
- ・特別養子縁組をすすめる方針になっているこどもにマッチングが可能な養子縁組里親が本市に登録されている場合、こども相談センターと里親支援センターが連携して直接あっせんし、すみやかな特別養子縁組成立をめざす。
- ・民間あっせん機関については、研修及び第三者評価の受審勧奨を行い、その際の財政措置を行う。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源		定量的な整備目標				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	児童相談所の通じた特別養子縁組の成立件数	20件	21件	21件	22件	22件
2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	6件	6件	6件	6件	6件
3	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員の割合	100%	100%	100%	100%	100%